

令和4年2月（定例会）

第124回

気仙沼市議会議案説明資料

〔令和4年3月9日提出〕
追加議案分

目 次

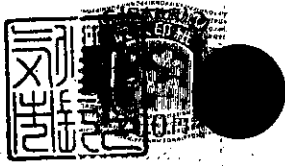
(令和4年3月9日提出)

議案 番号	件 名	頁	備 考
43	財産の無償貸付けについて	4	
44	令和3年度気仙沼市一般会計補正予算	別冊	
45	令和3年度気仙沼市病院事業会計補正予算		
46	令和4年度気仙沼市一般会計補正予算		
47	令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算		
48	令和4年度気仙沼市病院事業会計補正予算		

目 次

(令和4年3月9日提出)

報告 番号	件 名	頁	備 考
6	専決処分の報告について	8	
7	専決処分の報告について	9	
8	専決処分の報告について	12	



市有財産賃貸借仮契約書

貸付人 気仙沼市(以下「甲」という。)と 借受人 吉田文和(以下「乙」という。)とは、次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	区分	種類	数量
大島地区歯科診療 施設	気仙沼市廻館 109番5	土地	宅地	434.69㎡
		建物	木造平家建	167.28㎡

(用途の指定)

第2条 乙は、貸付物件を大島地区の歯科医療確保のために供しなければならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、令和4年5月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了までに甲乙協議のうえ、引き続き5年毎に期間更新できるものとする。

(貸付料)

第4条 貸付料は、年額185,140円とする。そのうち、土地の貸付料は年額185,140円とし、建物の貸付料は無償とする。

2 貸付期間に1年未満の端数を生じた場合は、前項の貸付料年額を当該年の日数で除して、貸付期間の日数を乗じて得た額とする。

(貸付料の納付)

第5条 前項の貸付料は、甲の指定する方法により、納付期限までにその指定する場所において納付しなければならない。

(貸付料の改定)

第6条 甲は、貸付物件の価格が上昇し貸付料が不相応になったときは、貸付料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 乙は、第4条に規定する貸付料を甲が定める納付期限までに納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について年14.6%の割合により算定した延滞金を、甲に支払わなければならない。

(貸付物件の引渡し)

第8条 甲は、貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡すものとする。

(契約不適合)

第9条 甲は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足その他契約不適合による担保責任を負わないものとする。

(貸付物件の現状変更)

第10条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に変更する理由を付した書面によって、甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(貸付物件の保全義務等)

第 12 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項に定める貸付物件の維持保全に要する経費は、全て乙の負担とする。

3 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第 13 条 甲は、貸付物件について、随時、実地に調査又は所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 貸付物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が故意又は過失によって貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したとき。

(3) 乙がこの契約条項に違反したとき。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定による契約の解除により乙が損害を受けることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

(貸付物件の返還)

第 15 条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により契約の解除があったときは、甲の指定する期日までに乙の費用をもって貸付物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、原状回復の必要がないと甲が認めた場合には、この限りでない。

(損害賠償等)

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、その責に帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙が、貸付物件を原状に回復し甲が認めた場合には、この限りでない。

(光熱水費等の負担)

第 17 条 貸付物件の使用に伴う光熱水費など、必要な経費は全て乙の負担とする。

(有益費等の放棄)

第 18 条 乙は、貸付物件に投じた必要費、有益費及びその他経費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第 19 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 20 条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(議決)

第 21 条 この仮契約書は、気仙沼市議会において議決された場合にのみ、議決年月日



をもって地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づく契約書とみなす。

（管轄裁判所）

第22条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、仙台地方裁判所気仙沼支部をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年2月22日



貸付人 (甲) 気仙沼市八日町一丁目1番1号
気仙沼市
気仙沼市長 菅原



借受人 (乙) 住所 岩手県一関市千厩町奥玉字中田向

氏名 吉田 文和



履 歴 書

1 住 所 岩手県一関市千厩町奥玉字中日向

2 氏 名 よし だ ふみ かず
吉 田 文 和

3 生年月日 昭和42年 (満54歳)

4 学歴及び職歴の概要

平成 7年 3月 岩手医科大学歯学部卒業

平成 7年 4月)
平成 9年 3月) 岩手医科大学歯学部歯科麻酔学講座入局

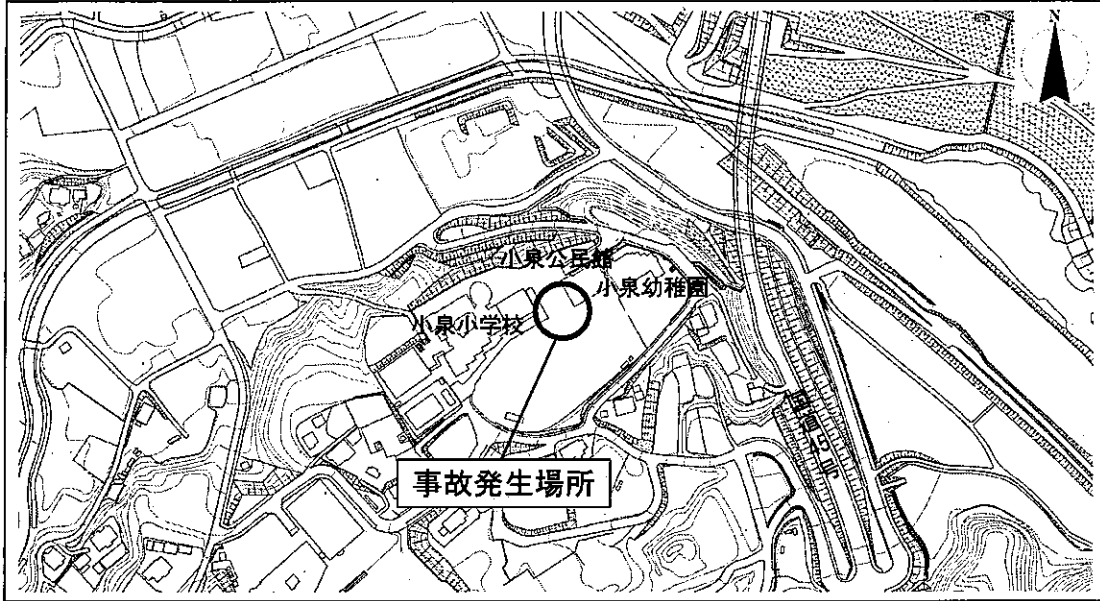
平成 9年 4月)
平成12年 3月) 医療法人皓歯会歯科アキタクリニック勤務

平成12年 4月)
平成17年 4月) 医療法人紀翔会花泉歯科医院勤務

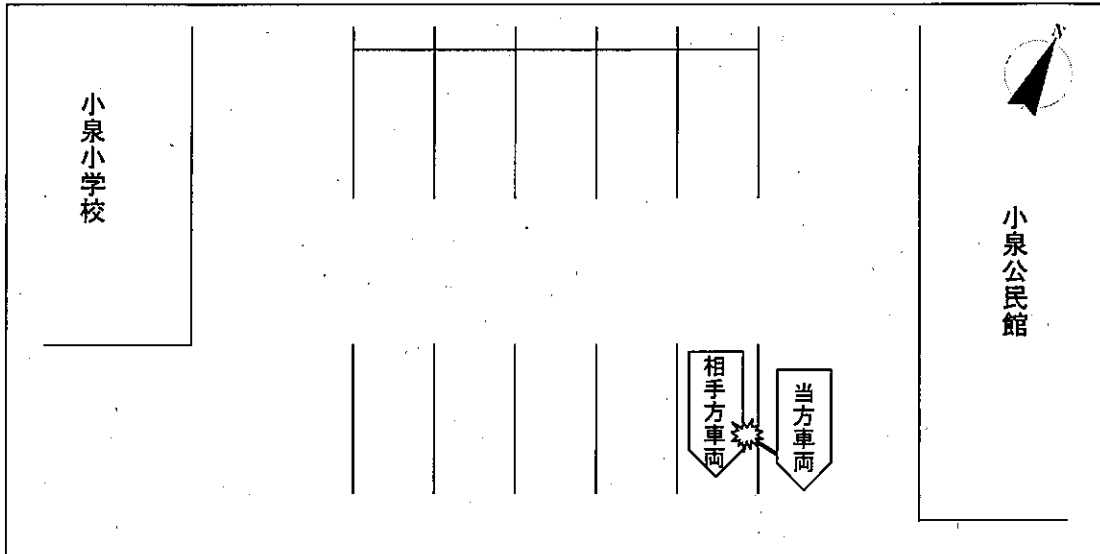
平成17年 5月)
現 在 吉田歯科クリニック開院

事故概要

1 事故発生場所 気仙沼市本吉町平貝29番地1（小泉公民館駐車場内）



2 事故発生状況

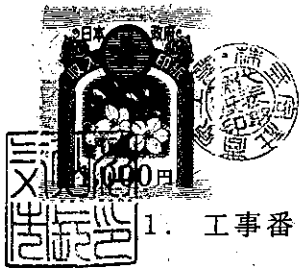


日時：令和4年1月4日（火）午前10時頃

内容：市職員が小泉公民館駐車場において庁用車から降車する際、強風によりドアが勢いよく開き、右隣に駐車中の相手方車両左前部に接触し損傷させたもの。

3 市側の当事者 運転者：小泉公民館 XXXXXXXXXX

4 過失割合 市：100%，相手方：0%



工 事 請 負 変 更 契 約 書

1. 工事番号 令和元年度 第 188 号
2. 工事名 都市計画道路南町魚市場線外1路線道路改良工事
3. 工事場所 気仙沼市河原田一丁目外2地内

令和2年1月29日締結した上記工事の請負契約の条件中下記の点について契約を変更する。

記

- 1 原請負代金額に対する 増額 一金 4,383,500 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 増額 398,500 円也
- 2 契約保証金に対する 増減額 一金 一円也
- 3 前払金額に対する 増減額 一金 一円也
- 4 中間前払金額に対する 増減額 一金 一円也
- 5 完成期日 原竣工期日 令和4年3月18日
変更竣工期日 一
- 6 原契約書第40条の債務負担行為に係る契約の特則 一
- 7 図面及び仕様書 (金額を除いた設計書) 別紙のとおり

上記変更契約の証として、本書2通(保証人のある場合は3通)を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年2月28日

発注者 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号
気仙沼市
気仙沼市長 菅原 茂



受注者 住所(所在) 宮城県気仙沼市赤岩迎前田132番地
株式会社 菅原工業
氏名(名称) 代表取締役 菅原 渉



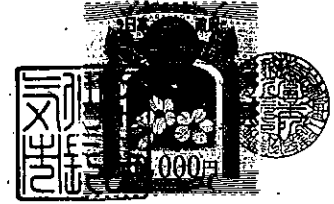
都市計画道路南町魚市場線外1路線道路改良工事変更内容一覧

費目	単位	変更前		変更後		増減		主な変更理由	
		数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)		
①直接工事費	式	1	184,645,514	1	187,772,850		3,127,336		
(1) 道路土工	式	1	17,969,190	1	21,285,953		3,316,763	施工範囲の一部に確認された軟弱地盤対策としての置換工の増	
(2) 排水構造物工	式	1	57,845,529	1	55,961,148		△ 1,884,381	施工区間縮小などに伴う側溝延長の減	
(3) 撤去工	式	1	34,132,249	1	37,223,408		3,091,159	コンクリート構造物及びアスファルト舗装版の撤去実績による増	
(4) 舗装工	式	1	63,872,788	1	53,864,553		△ 10,008,235	施工区間縮小などに伴う舗装面積の減	
(5) 仮設工	式	1	6,486,276	1	9,902,576		3,416,300	交通管理者との協議による交通誘導警備員の増	
(6) 道路付属施設工	式	1	4,339,482	1	9,535,212		5,195,730	交通管理者等との協議による信号機移設及び視覚障害者誘導標示の増	
②共通仮設費	式	1	28,166,666	1	28,072,666		△ 94,000		
③純工事費(①+②)			212,812,180		215,845,516		3,033,336		
④現場管理費	式	1	69,834,000	1	70,503,000		669,000		
⑤工事原価(③+④)			282,646,180		286,348,516		3,702,336		
⑥一般管理費等	式	1	37,101,820	1	37,387,484		285,664		
⑦工事価格(⑤+⑥)			319,748,000		323,736,000		3,988,000		
請負率			99.94%						
請負金額(税抜)			319,548,000		323,533,000		3,985,000		
消費税			31,954,800		32,353,300		398,500		
請負金額			351,502,800		355,886,300		4,383,500		

都市計画道路南町魚市場線外1路線道路改良工事変更契約推移表

(単位：円)

	現請負金額 (a)	変更金額 (対c比) (b)	当初議決金額 又は変更後の 金額 (a+b)	専決処分対象 基準金額(直 近の議決金額) (c)	専決処分可否 判断に係る変 更金額累計 (対c比)	竣工期限	契約日 (仮契約日)	議会上程
原契約 (議決)	318,670,000		318,670,000	318,670,000		R3.3.31	R2.1.29 (R1.12.23)	第106回臨時会 議案
第1回変更 (専決処分)	同上	15,897,200 (5.0%)	334,567,200	同上	15,897,200 (5.0%)	同上	R3.2.12	第116回定例会 報告
第2回変更 (決裁)	334,567,200	—	同上	同上	同上	R4.1.31	R3.3.18	—
第3回変更 (議決)	同上	16,935,600 (5.3%)	351,502,800	同上	32,832,800 (10.3%)	R4.3.18	R3.12.17 (R3.11.25)	第121回定例会 議案
第4回変更 (専決処分)	351,502,800	4,383,500 (1.2%)	355,886,300	351,502,800	4,383,500 (1.2%)	同上	R4.2.28	第124回定例会 報告



工 事 請 負 変 更 契 約 書

- 1. 工事番号 令和2年度 第 404 号
- 2. 工事名 南気仙沼復興市民広場運動施設外整備工事
- 3. 工事場所 気仙沼市内の脇二丁目地内

令和3年2月17日締結した上記工事の請負契約の条件中下記の点について契約を変更する。

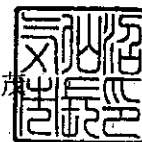
記

- 1 原請負代金額に対する 増額 一金 39,634,100 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 増額 3,603,100 円也
- 2 契約保証金に対する 増減額 一金 一円也
- 3 前払金額に対する 増額 一金 71,860,000 円也
- 4 中間前払金額に対する 増減額 一金 一円也
- 5 完成期日 原竣工期日 令和4年3月31日
変更竣工期日 ー
- 6 原契約書第42条の債務負担行為に係る契約の特則 ー
- 7 図面及び仕様書 (金額を除いた設計書) 別紙のとおり

上記変更契約の証として、本書2通(保証人のある場合は3通)を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年2月18日

発注者 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号
気仙沼市
気仙沼市長 菅原 康



受注者 住所(所在) 宮城県気仙沼市松崎片浜106-125
株式会社 奥山建設工業所気仙沼営業所
氏名(名称) 気仙沼営業所所長 三坂浩幸



南気仙沼復興市民広場運動施設外整備工事変更内容一覧

費目	単位	変更前		変更後		増減		主な変更理由
		数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	
①直接工事費	式	1	339,459,193	1	364,917,906		25,458,713	
(1) 南気仙沼復興市民広場	式	1	218,827,438	1	247,497,602		28,670,164	
1) グラウンド緑化	式	1	139,115,420	1	139,763,948		648,528	・防球ネット基礎設置のため、設置箇所となる外周の砕石舗装の増及び人工芝面積の減 ・ラグビーゴール設置用の埋込基礎の増
2) クラブハウス	棟	1	17,302,038	1	37,921,972		20,619,934	・男女トイレの便器数の増 ・多目的トイレ及び管理室の増 ・多目的トイレ整備に伴う庇・スロープ付のデッキ及び敷地舗装の増
3) 倉庫	棟	2	2,629,203	1	2,298,000	△ 1	△ 331,203	倉庫2棟を大型倉庫1棟に集約することによる減
4) 外構等	式	1	35,304,920	1	35,304,920			
5) 陸上用設備	式	1	24,475,857	1	25,588,700		1,112,843	走り高跳び用の陸上レーンの増
6) 仮設工	式			1	6,620,062	1	6,620,062	場内での重機械展開に必要となる敷鉄板等の増
(2) 南運動広場	式	1	120,631,755	1	117,420,304		△ 3,211,451	
1) グラウンド整備	式	1	52,659,913	1	50,827,183		△ 1,832,730	現場精査の結果、盛土量が減少したことによる土工の減
2) 外構等	式	1	22,012,260	1	23,162,580		1,150,320	駐車場のガードパイプの増設及びメッシュフェンスの一部をガードパイプに変更することによる増
3) 倉庫	棟	1	899,900	1	899,900			
4) トイレ・水飲み場	式	1	2,306,797	1	3,631,858		1,325,061	男子小便器1基の増
5) 駐車場	式	1	40,261,067	1	37,750,621		△ 2,510,446	現場精査の結果による舗装面積の減
6) 仮設工	式	1	2,491,818	1	1,148,162		△ 1,343,656	敷鉄板の使用枚数及び期間の精査による減
②共通仮設費	式	1	40,526,000	1	44,608,475		4,082,475	
③純工事費(①+②)			379,985,193		409,526,381		29,541,188	
④現場管理費	式	1	110,761,000	1	118,143,000		7,382,000	
⑤工事原価(③+④)			490,746,193		527,669,381		36,923,188	
⑥一般管理費等	式	1	57,830,807	1	61,289,619		3,458,812	
⑦工事価格(⑤+⑥)			548,577,000		588,959,000		40,382,000	
請負率			89.23%					
請負金額(税抜)			489,473,000		525,504,000		36,031,000	
消費税			48,947,300		52,550,400		3,603,100	
請負金額			538,420,300		578,054,400		39,634,100	

南気仙沼復興市民広場運動施設外整備工事変更契約推移表

(単位:円)

	現請負金額 (a)	変更金額 (対c比) (b)	当初議決金額 又は変更後の 金額 (a+b)	専決処分対象 基準金額(直 近の議決金額) (c)	専決処分可否 判断に係る変 更金額累計 (対c比)	竣工期限	契約日 (仮契約日)	議会上程
原契約 (議決)	434,335,000		434,335,000	434,335,000		R3.3.31	R3.2.17 (R3.1.28)	第116回定例会 議案
第1回変更 (決裁)	同上	—	同上	同上	—	R4.3.31	R3.3.31	—
第2回変更 (議決)	同上	104,085,300 (24.0%)	538,420,300	同上	104,085,300 (24.0%)	同上	R3.9.24 (R3.8.26)	第119回定例会 議案
第3回変更 (専決処分)	538,420,300	39,634,100 (7.4%)	578,054,400	538,420,300	39,634,100 (7.4%)	同上	R4.2.18	第124回定例会 報告